

グリーン電力認証料金規定

本料金規定は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が実施するグリーンエネルギー認証業務におけるグリーン電力認証の料金内容を規定するものである。

1. 適用

料金の適用は、発電設備認定申請日、電力量認証申請日、契約日及びマーク使用日を基準とする。

2. 料金構成

料金は以下のとおりとする。

電力量認証申請料	電力量認証申請された電力量に単価を乗じた料金。
設備認定申請料	発電設備認定申請された設備容量に単価を乗じた料金。
年間登録料	申請者 1 団体あたりの契約登録した年度の料金。 なお、新規登録者の年間登録料は、新規申請者審査料を差し引いた額とする。
認証機関マーク使用料	四半期ごとのグリーン電力証書の発行状況報告に基づき、グリーン電力証書発行電力量に単価を乗じた料金。
新規申請者審査料	機構と契約していない事業者からの申請について、証書発行事業者としての適格性審査を行うための料金。

3. 料金単価表

電力量認証申請料	0.03 円/kWh
設備認定申請料	10 円/kW
年間登録料（認定設備なし）	10 万円/団体
年間登録料（認定設備登録累計 1,000kWまで）	20 万円/団体
年間登録料（認定設備登録累計 1,000kW超）	40 万円/団体
認証機関マーク使用料	0.07 円/kWh
新規申請者審査料	10 万円/件

上記料金単価には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

4. 請求金額の計算

機構は、その請求の都度、電力量認証申請料、設備認定申請料、年間登録料、認証機関マーク使用料及び新規申請者審査料のそれぞれについて、項目ごとに第3項に基づき計算される金額に、最新の消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を請求するものとする。

5. 支払い方法

申請者への料金の請求は毎四半期末に行うものとし、申請者はこの請求に従い支払いを行う。

なお、支払い手数料は支払い者が負担する。

6. 支払い期日

支払い義務者は、別途定めのない限り、請求書発行から 30 日以内に機構指定の口座に料金を支払わなければならない。

支払いが遅延した場合は必要な措置を講ずる。

7. 料金規定の改定

本料金規定については、機構の業務量・収支状況や認証電力量等を考慮した上で、作成するものとする。

本料金規定の改定は、申請者会合に諮った後に実施する。

以上

附 則(2018 年 8 月 1 日 制定)

1. この規定は、2018 年 8 月 1 日より施行する。

附 則(2019 年 3 月 7 日 改定)

1. この規定は、2019 年 4 月 1 日より施行する。